

苫小牧市フレックス工期設定工事試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市が発注する建設工事において、建設資機材の調達、建設労働者の確保を計画的に行う等受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、発注者があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が工事の施工期間を選択できる工事（以下「フレックス工事」という。）を試行実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 全体工期 通常工期と余裕期間の合計期間をいう。
- (2) 通常工期 通常の積算により算出した工期をいう。
- (3) 実工期 全体工期内で、受注者が選択した、契約書上の工期をいう。
- (4) 余裕期間 契約締結日から工事着手日の前日までの期間をいう。
- (5) 工事着手日 受注者が選択した工期の始期をいう。
- (6) 工事完了日 受注者が選択した工期の終期をいう。

(対象工事)

第3条 発注者が、次に掲げる事項その他の事情を総合的に判断し、フレックス工事を選定することとする。

- (1) 余裕期間を設定しても、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。
- (2) 年度内（繰越手続き等が完了済みの場合は当該期間内）に全体工期を確保でき、余裕期間を設定しても繰越が生じない工事であること。
- (3) 冬期施工しても、品質低下の恐れがない工事であること。
- (4) 工程の調整が困難でないこと。
- (5) 緊急性のない工事であること。
- (6) 予算の執行において、支障が生じない工事であること。

(工期の設定)

第4条 発注者は、フレックス工事の通常工期（工事日数）を算出し、その期間の3割を超えず、かつ、4か月を超えない範囲内で余裕期間を設定し、全体工期を指定するものとする。

2 発注者は、フレックス工事であること、全体工期及び通常工期を入札公告、特記仕様書等により明示しなければならない。

3 受注者は、契約締結日から全体工期の末日までの間で任意の期間を実工期とすることができる。

(工事費の積算)

第5条 工事費の積算は、契約後直ちに着工する工期を基準とした積算方法により行うものとし、通常工期を超えた期間に係る積算上の割増しは、行わないものとする。

(実工期の申出等)

第6条 落札決定後又は落札候補者選定後、当該落札者又は落札候補者は、速やかに工期申出書(様式1)により実工期を発注者に申し出なければならない。

2 受注者は、休日(苫小牧市の休日に関する条例(平成3年苫小牧市条例第17号)第1条第1項に規定する苫小牧市の休日をいう。以下同じ。)を工事着手日及び工事完了日に設定することはできない。

3 発注者は、受注者が通常工期より1割以上長い又は通常工期の9割を下回る実工期を設定した場合は、その理由を確認し、実工期の設定について、受注者と協議を実施することができる。

(経費の負担)

第7条 受注者の選択により増加する経費は、受注者が負担するものとする。

(前払金の取扱い)

第8条 受注者は、実工期内において、前払金を請求できるものとする。

(余裕期間内の取扱い)

第9条 余裕期間内の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

(2) 資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。

(3) 受注者は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(契約の保証)

第10条 契約保証期間は、契約締結日から工事完了日までとする。

(工期の延長)

第11条 受注者は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保等のために工事全体の工程を見直す必要が生じた場合は、発注者が設定した全体工期の終期まで工期の延長を請求することがきるものとする。この場合において、変更の請求に際しては、協議簿を取り交わして行うものとする。

2 前項の場合において、天候の不良等の受注者の責めに帰することができない理由その他の正当な理由により、実工期の日数が通常工期を超え、必要があると認められるときは、発注者と受注者で協議をして請負代金額を変更することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

2 苫小牧市余裕期間設定工事実施要領は、廃止する。

様式 1

工期申出書

年 月 日

苫小牧市長 様

申請者

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり実工期を定めましたので申し出ます。

工事番号	()
工事名	
契約締結年月日 (予定)	年 月 日 (曜日)
実工期	着手 年 月 日 (曜日) から 完了 年 月 日 (曜日) まで (日間)

- ※ 1 落札者又は落札候補者の通知を受けた当日に提出すること。
- 2 工事請負契約書の工期の始期日は、本申出書に記載された工事着手日とし、工期の終期日は工事完了日とする。(工事着手日及び工事完了日は、土日、祝日・休日、12月29日～1月3日に設定することはできない。)
- 3 余裕期間(契約締結日から工事着手日の前日までの期間)において、受注者は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- 4 余裕期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- 5 受注者の選択により増加する経費は、受注者の負担とする。
- 6 契約保証期間は、契約締結日から工事完了日までとする。
- 7 前払金を請求できる時期は、実工期内となる。
- 8 発注者は、受注者が通常工期より1割以上長い又は通常工期の9割を下回る実工期を設定した場合は、その理由を確認し、実工期の設定について受注者と協議を実施することができる。